

## 2 地震対応マニュアル

### (1) 状況別の地震対応マニュアル

#### ① 教職員在校時

## 地震発生

#### 基本的対応

#### 安全確保

- 的確な安全確保を指示する。(頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所で身を寄せるなど)
- 特に特別支援学級等や配慮を要する児童生徒等の安全確保には教職員が連携して当たる。
- 火災など二次被害の防止に努める。
- 負傷者の有無の確認を行い、手当の必要な場合は応急手当を行う。

#### 避難の指示

- 避難経路の安全確認を行う。
- 全校に避難指示を行う。停電時はメガホン等で行う。
- 一次避難場所は原則として校庭だが、液状化や流動化による地割れ等が生じている場合や暴風雨の場合には、より安全な避難場所に誘導する。(校舎や体育館等)

#### 避難の誘導

- 的確な行動を指示する(頭部の保護、押さない、走らない、しゃべらないなど)
- 配慮が必要な児童生徒等や負傷者等を介助して避難させる。
- 児童生徒名簿(出席簿等)を携帯する。

#### 安否確認の収集

- 人員の確認を行う。
- 負傷者の確認と応急手当を行う。
- 児童生徒等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- ラジオ、テレビ、インターネット等から最新の情報収集を行うとともに二次避難の必要の有無を判断する。
- 大津波警報が発表されている場合は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外または校舎上階等へ二次避難させる。

#### 災害対策本部設置

- 学校災害対策本部(p 14 参照)を設置し、以下の対応を行う。
  - ◇市内いずれかの地域で震度5強以上のときは、非常時下校体制とする。
    - ・事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・集団下校のいずれかとする。
  - ◇児童生徒・教職員や施設・設備等の被害状況を確認し、04th(使用できない場合は教育指導課に所定のFAX送信票:p 23 参照)で報告する。停電等でFAX送信ができない場合は防災行政用無線を利用して報告する。(p 24 参照)必要に応じて支援要請を行う。
  - ◇状況に応じて、通学路等の被害状況を把握する。
  - ◇引き続き災害情報の収集に努める。
  - ◇災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。
    - ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。
    - ・通信が途絶された場合は、予め決めておいた方法で連絡する。
  - ◇欠席児童生徒等の安否を確認する。
  - ◇避難所が開設される場合には、避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動を行う。(p 25 参照)

被災状況別の対応

ア 授業中（基本的な安全確保の形態）

- ・ 教員による安全確保の的確な指示  
（頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる）
- ・ 火気使用中であれば消火する。
- ・ 避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。
- ・ 揺れが収まったら、**教職員**の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。
- ・ 児童生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認
- ・ 余震や二次災害に備え、児童生徒等を落ち着かせる。
- ・ 負傷者の応急手当

場 所	教 職 員 の 対 応
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示</li> <li>・ 火気使用中であれば消火、<b>または消火の指示</b></li> </ul>
特別教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験・<b>実習</b>中であれば、危険回避の指示</li> </ul>
体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない中央等に集合させ、体を低くするように指示（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に身を寄せる方が良い場合もある。落下物に注意する。）</li> </ul>
校庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物から離れ、<b>校庭</b>の中央に集合させ、体を低くするよう指示</li> </ul>
プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示</li> <li>・ 揺れが収まれば、すばやくプールから出るように指示</li> <li>・ 避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）</li> </ul>

イ 教員と児童生徒等が離れている場合（始業前、休み時間、放課後等）

場 所	児童生徒等の行動	教職員の対応
階段、廊下、トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揺れている間は、頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけ、身を寄せて待機する。</li> <li>・ 落下物や倒壊物に気をつける。</li> <li>・ 揺れが収まったら、<b>教職員</b>の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。</li> <li>・ 周囲の安全を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全校指示（揺れが収まるまで、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけて身を寄せるように）</li> <li>・ 教職員は分散して児童生徒等の安全確保、指示誘導</li> <li>・ 校舎外にいる児童生徒等の人員確認、負傷者の応急手当</li> </ul>
校庭、中庭、学習園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物、ブロック塀、窓ガラス等の近くから離れる。</li> <li>・ 揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。</li> </ul>	

## ② 学校外活動中

### (1) 現地で地震が発生した場合

#### 事前の計画

- 学校外活動を行う際の事前確認を以下の点に留意して行う。
  - ・見学施設、宿泊施設等の施設管理者との打ち合わせにより、災害時の対応について確認する。(避難経路、避難場所等)
  - ・現地の救急医療機関、避難場所、公的機関(市役所・町村役場、教育委員会、病院等)の住所、電話番号等を把握する。
- 事前指導を以下の点に留意して行う。
  - ・緊急時の避難方法・場所、連絡方法を確認する。
  - ・グループ行動中の緊急時の対応方法を決めておく。

## 地震発生

#### 安全確保

- 的確な避難行動を指示する。
  - ・物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に避難させる。
  - ・ビル街では落下物やガラス等の飛散から身を守らせる。
  - ・電車、バス等に乗車中は、係員の指示により行動させる。
  - ・山間部で活動しているときには、地すべりが起きそうな崖、落石が起こりそうな場所から素早く離れさせる。
  - ・児童生徒等の不安軽減を図る。

#### 近くの避難場所へ避難

- 避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に対応する。(安全な場所への速やかな避難)
- 海岸近くで活動しているときは、高台やビルの屋上等に避難する。  
特に、強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波**注意報**などの発表を待たずにすばやく避難する。
- 施設管理者等の指示により行動する。

#### 安否確認

#### 安否確認

- 人員を確認する。グループ行動中であれば、予め決めておいた連絡方法で安否確認を行う。
- 通信が途絶された場合は、予め決めておいた避難場所等を巡回確認する。

#### 事後の対応措置

- 学校へ状況の報告を行う。
- 学校から教育指導課へ報告する。
- 学校から保護者へ連絡する。
- 必要な場合は、現地公的機関へ救援を要請する。

### (2) 修学旅行中などに仙台で地震が発生した場合

## 地震発生

#### 事後の対応措置

- 地震の規模、被害状況等の情報を収集する。
- 現地公的機関や関係機関(旅行業者等)と対応を協議する。
- 可能な方法で学校へ連絡し、学校の状況等を確認する。
- 児童生徒の不安軽減を図る。(状況説明、今後の対応等)
- 学校から旅行の予定変更等について教育指導課へ連絡する。
- 学校から保護者へ予め決めておいた方法で連絡する。

③ 登下校時 ※5 資料(4)~(7)を参照

◇ 状況に応じた対応（児童生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前の共通理解を図る。

児童生徒等の行動 教職員の対応

地震発生

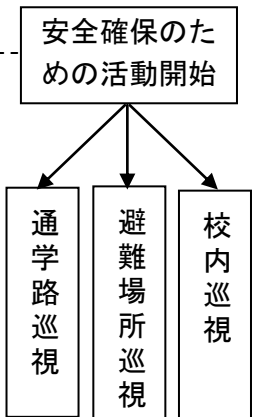
安全確保

安全確保

※登校前在宅時，又は登下校中に，地震発生又は津波注意報（警報）などが発表された場合に備え，校内の対応体制を構築する。  
 ※学校の対応については，事前にPTA役員会やPTA総会等で説明し，理解と協力を得る。児童生徒自らの対応については，家庭内で事前に避難方法を話し合い，学校と家庭が児童生徒の避難方法に関する情報を共有する。また，家庭と情報を共有する際は，家庭の事情等に配慮する。  
 ※近隣の小中学校と情報を共有するなど，あらかじめ非常時の対応について打合せを行うとともに，地域と情報を共有する。

- 頭部を保護し，物が落ちてこない，倒れてこない，移動してこない場所に身を寄せる。
- 車道に出ない。
- 通学路が山間部にある場合には，崖くずれ・落石の危険を回避するために，崖から素早く離れる。

- 校内にいる児童生徒等の有無と安全確保
- 通学路上，避難場所の児童生徒等の安否確認（緊急連絡用カードの持参）
- 保護者，地域と連携し，児童生徒等の安否確認



近くの避難場所へ避難

- 揺れが収まったら，状況に応じて公園，学校等のより安全な避難場所，あるいは自宅に避難する。
- 家族が家にいないときには，家に帰らない。近くの避難所か学校へ行く。
- 沿岸部の地域で津波警報が発表されているときには，近くの津波避難場所（高台・ビルの屋上等）に避難する。

児童生徒の保護・安否確認

児童生徒等の保護

- 安否確認できない児童生徒については，電話や家庭訪問等で確認する。

避難後の対応決定

- 教職員在校時（p3）に準ずる。

- 安否確認に当たっては単独行動を避け，二次被害防止に努める。

災害対策本部設置

④ 教職員在校時外

各校の実情に合わせて、  
自校化すること。

地震発生

教  
職  
員  
の  
参  
集

- 教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備しておく。
- 該当教職員は非常配備計画に則り参集する。
  - 【警戒配備】（3名） 津波注意報発表時で、校長・教頭・非常配備要員  
但し、宮城野区、若林区、太白区の国道4号線仙台バイパス以東の学校に限る
  - 【非常1号配備】（11名） 震度5弱又は津波警報発表時で、校長・教頭・非常配備要員（概ね3分の1の教職員）  
但し、津波警報発表時は、宮城野区、若林区、太白区の国道4号線仙台バイパス以東の学校に限る。
  - 【非常2号配備】（20名） 震度5強又は大津波警報発表時で、校長・教頭・非常配備要員（概ね3分の2の教職員）  
但し、大津波警報発表時は、岡田小、高砂中を除く市内すべての学校が非常2号配備となる。
  - 【非常3号配備】（30名） 震度6弱以上で、全教職員
- 配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直ちに学校に参集する。

被害  
状況  
確認

- ラジオ、テレビ、インターネット等で常に最新の情報収集を行う。
- 施設・設備等の被害状況を確認する。
- 教育指導課に C4th（使用できないときは所定の FAX 送信票：p23 参照）で報告する。  
停電等で FAX 送信ができない場合は防災行政用無線を利用して報告する。（p24 参照）

本部  
設置  
災害  
対策

- 児童生徒・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び避難所が開設される場合は、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応に当たる。（p14 参照）

事後  
の  
措  
置  
対  
応

- 電話、一斉メール配信、学校ホームページ等の通信手段により安否確認をする。
- 通信手段が途絶されている場合は、学校と保護者が事前に定めておいた連絡方法（家庭訪問、決められた場所への掲示等）で安否確認を行う。
- 通学路及び地域の被害状況、危険箇所等を確認する。
- 今後の対応について、電話、一斉メール配信、学校ホームページ等の通信手段により保護者に連絡する。
- 通信手段が途絶されている場合は、学校と保護者が事前に定めておいた連絡方法（決められた場所へ掲示等）で連絡する。

◇ 避難所（校門・体育館等）の鍵について

（ 体育振興会、施設開放委員会、指定動員、仙台市の担当課、学校教職員がダイヤルキーの番号を把握していて、対応できる。 ）

配備解除については、市教委緊急情報ホームページまたは校長用緊急連絡メールシステムで確認する。

## (2) 授業再開に向けた対応マニュアル

